

改正	平成9年3月14日	平成10年3月14日
	平成10年3月14日	平成11年3月30日
	平成12年3月24日	平成12年3月24日
	平成12年10月24日	平成13年3月12日
	平成14年3月8日	平成14年10月24日
	平成15年3月10日	平成16年1月30日
	平成16年3月10日	平成16年11月19日
	平成17年10月24日	平成18年3月28日
	平成18年5月25日	平成18年10月24日
	平成19年3月26日	平成19年5月21日
	平成20年3月27日	平成20年5月23日
	平成21年5月22日	平成22年5月21日
	平成23年3月23日	平成23年5月20日
	平成24年3月23日	平成24年5月17日
	平成25年5月17日	平成26年2月14日
	平成26年5月16日	平成27年3月20日
	平成27年5月25日	平成28年5月25日

第1章 総則

(目的)

第1条 国際武道大学大学院(以下「本大学院」という。)は、本学の建学の精神に則り、武道・スポーツの分野における高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、当該分野の専門的な職業等に必要の高度な知識と実践能力を備え、広く社会に寄与する人材を養成することを目的とする。

(自己点検・評価等)

第2条 本大学院は、前条の目的及び社会的使命を遂行するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行い、その結果を公表するにあたっては、別に適切な項目及び体制を定める。

(課程)

第3条 本大学院に修士課程を置く。

(課程の目的)

第3条の2 修士課程は、武道・スポーツの分野において、高度な専門的知識や実践能力を有し、優れた研究・開発能力を身につけ、豊かな創造性を発揮することができる専門職業人を養成することを目的とする。

(修業年限及び在学期間)

第4条 修士課程の修業年限は2年を標準とする。

2 修士課程にあつては、在学期間は4年を超えることができない。

第2章 研究科、専攻及び収容定員

(研究科、専攻及び収容定員等)

第5条 本大学院に次の研究科及び専攻を置く。

研究科名	専攻名
武道・スポーツ研究科	武道・スポーツ専攻

2 研究科の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程	
		入学定員	収容定員
武道・スポーツ研究科	武道・スポーツ専攻	10名	20名

第3章 職員及び運営組織

(職員)

第6条 本大学院に研究科長、教授、准教授、助教、助手及びその他の職員を置く。

2 職員の職務に関する事項は、学校教育法、学則及び本学において別に定める事務分掌規程による。

(管理・運営)

第7条 本大学院の管理・運営については、大学院研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)において協議し、学長がこれを決定する。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年は、次の二学期に分ける。

前期 4月1日から9月23日まで

後期 9月24日から翌年3月31日まで

(授業期間)

第10条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第11条 学生の休業日は、原則として次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

(3) 建学記念日 10月24日

(4) 春期休業日 2月18日～3月31日まで

(5) 夏期休業日 8月6日～9月2日まで

(6) 冬期休業日 12月25日～翌年1月7日まで

2 学長は必要がある場合において、前項の休業日を臨時に変更し、また、休業日であっても授業を行うことができる。

第5章 教育方法及び教育課程等

(授業及び研究指導)

第12条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

(授業科目及び単位数)

第13条 研究科の授業科目は、必修科目、選択必修科目及び選択科目に区分する。

2 前項の授業科目及びその単位数は、別表第1のとおりとする。

(単位の計算方法)

第14条 単位数を定めるにあたっては、1単位の授業科目は45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習は、15時間から30時間までの範囲で、研究科委員会が定める時間数の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、研究科委員会が定める時間数の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第15条 学生は、研究指導担当教員の指導のもとに、研究科所定の教育課程を修得しなければならない。

- 2 学生は別表第1に定める授業科目から、30単位以上を修得しなければならない。
- 3 教育上有益と認めるときは、他大学との協議に基づき、学生が当該他大学の大学院の授業科目を修得することを認めることができる。
- 4 前項の規定により、学生が修得した授業科目の修得単位は、10単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 5 教育上有益と認めるときには、学生が本学大学院に入学する前に本学又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準第15条に定める科目等履修生として修得した単位数を含む。)を、研究科委員会の議を経て、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 6 前項の規定により、学生が履修した授業科目の修得単位は、10単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(学修の評価)

第16条 履修授業科目の単位は、試験或るいはこれに準ずるものによって与える。

- 2 履修授業科目の評価は、S(100～90点)、A(89～80点)、B(79～70点)、C(69～60点)、D(59点以下)の5段階とし、Dは不合格で単位を与えない。
- 3 認定した授業科目の成績評価は、「認」として合格とする。
- 4 試験は、学期末或るいは学年末に授業担当教員がこれを行う。ただし、授業担当教員に支障のあるときは、研究科長の定める他の教員が行うことができる。

(学位論文審査)

第17条 学位論文の審査については、別に定める学位規程による。

- 2 学位論文の評価は、合格或るいは不合格とする。

(最終試験)

第18条 最終試験は研究科所定の教育課程を修了するに必要な単位を全部修得のうえ、必要な研究指導を受けて学位論文を提出した者に対して行う。

- 2 最終試験の評価は、合格或るいは不合格とする。

第6章 修士課程修了要件及び学位授与

(修士課程修了要件)

第19条 本大学院において当該課程に2年以上在学し、所定の科目を履修して次の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ学位論文の審査及び最終試験に合格することをもって修士課程を修了したものと認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

研究科名	単位数
武道・スポーツ研究科	30単位

2 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、特定の課題についての研究成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。

(学位の名称)

第20条 学位は、武道・スポーツ研究科 修士(武道・スポーツ)とする。

(学位の授与)

第21条 学位の授与は、別に定める学位規程による。

第7章 入学、休学、復学、転入学、編入学、転学、留学、退学、除籍

(入学の時期)

第22条 入学の時期は、原則として毎学年の始めとする。

2 再入学及び転入学の時期は、原則として毎学年の始めとする。

(入学資格)

第23条 修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 大学評価・学位授与機構により、学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程(文部科学大臣指定外国大学日本校)を修了した者
- (6) 指定された専修学校の専門課程(文部科学大臣指定専修学校専門課程の一覧)を修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、学校教育法第83条に定める大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(入学出願手続)

第24条 本大学院の入学志願者は、所定の書類に入学検定料を添付して、指定の期日までに
出願しなければならない。

(入学者選考)

第25条 入学者選考は、学科試験、調査書、健康診断書及びその他の方法によりこれを行
う。

(入学手続)

第26条 前条の規定により合格した者は、指定の期日までに所定の入学手続を行わなけれ
ばならない。

2 入学は、前項の手続きを完了した者に許可する。

(保証人)

第27条 学生は、保証人を置かなければならない。

2 前項の保証人は、その学生の在学中の身元及び学費の納付について、その責に
応じなければならない。

(休学)

第28条 疾病その他の事由により、引き続き2カ月以上修学が不可能となり休学する者は、
医師の診断書或るいは理由書を添付し、保証人連署のうえ願出で許可を得なければな
らない。

2 休学の期間は、当該学年度限りとする。ただし、特別の理由がある場合には、引き続き
1年に限り休学期間の延長を認めることがある。

3 前項の休学期間は、通算2年を超えることができない。

4 休学期間は、修業年限及び在学期間に算入しない。

(復学)

第29条 休学期間が満了した者又は休学期間中にその事由が消滅した者は、学長に復学を
願出で許可を受けなければならない。

(再入学)

第29条の2 本学を退学又は除籍された者が、1年以内に保証人連署のうえ再入学を願い出たときは、選考のうえ相当年次に入学を許可することがある。

2 再入学を許可された者の、既に本学において修得した授業科目の単位の取り扱い及び在学すべき年数については研究科委員会において協議し、学長が定める。

(転入学、編入学及び転学)

第30条 他の大学院の学生が、所属する大学の学長或るいは研究科の長の承認を得て、本大学院へ転入学及び編入学を願い出たときは、学年の始めに限り、選考のうえこれを許可することがある。

2 前項において、本大学院へ入学を許可された者が、既に履修した授業科目について修得した単位及び在学年数の認定は、研究科委員会において協議し、学長が定める。

3 学生が他大学院へ転学を希望し、保証人連署のうえ願い出たときは、これを許可することがある。

(留学)

第31条 教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学院に留学することを認めることがある。

2 前項の規定により、留学中に履修した授業科目の修得単位は、研究科委員会の議を経て10単位を越えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(退学)

第32条 疾病或るいはその他の理由により退学しようとする者は、その事由を明記し、保証人連署のうえ、学長に願い出て許可を得なければならない。

(除籍)

第33条 次の各号の一つに該当する学生に対しては、学長が除籍する。

(1) 授業料その他の学費を指定の期日までに納付しないとき。

(2) 在学期間が修業年限の二倍の期間を越えるとき。

(3) 休学期間を満了しても何等の手続きをしないとき。

(許可)

第34条 入学、休学、復学、転入学、編入学、転学、留学、退学、除籍に関する許可は、学長がこれを行う。

第8章 入学検定料及び学費等納付金

(入学検定料)

第35条 入学検定料は、30,000円とする。

(学費等)

第36条 本大学院に納付すべき入学金及び学費については、別表第2の定めるとおりとする。

2 入学金及び学費は、前期・後期ともそれぞれ所定の期日内に納入するものとする。

3 休学中に納付すべき学費は、当該学期に納付すべき授業料の半額とし、その他は徴収しない。

4 休学期間の中途において復学した場合の学費は、当該学期分を徴収する。

5 既納した入学検定料、入学金及びその他の学費等納付金は、理由の如何んを問わず、これを返還しない。ただし、指定の期日までに入学を辞退した場合は、入学金又はこれに相当する金額を除く学費を返還することがある。

(修業年限を超えて在学しようとする場合の学費)

第36条の2 前条第1項の規定にかかわらず、修業年限を超えて在学しようとする場合の学費については、履修単位数に応じて学費を徴収することがある。なお、第30条第1項の規定により入学した者については、在学すべき年数を超えて在学しようとする場合に適用する。

2 前項に規定する学費に関する必要事項は、別に定める。

第9章 賞罰

(表彰)

第37条 修学上或るいは学生生活上、学生として他の学生の範に値する行為があったときは、学長がこれを表彰することができる。

(懲戒)

第38条 学則に違反或るいは学生の本分に反する行為があると認められた学生に対しては、学長がこれを懲戒する。懲戒は、戒告、停学及び退学の3種とする。

2 次の各号の一つに該当する学生に対しては、退学を命ずる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者

(2) 正当な理由がなく、出席が常でない者

(3) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第10章 教職課程

(教職課程科目の履修方法及び教員免許状授与の所要資格)

第39条 教員免許状授与の資格を取得しようとする者は、第19条に定める修了所要単位その他、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める単位を修得しなければならない。

2 本大学院において、免許状授与の所要資格を取得できる教育職員免許の種類及び免許教科は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	免許状の種類	免許教科
武道・スポーツ研究科	武道・スポーツ専攻	中学校教諭専修免許状	保健体育
		高等学校教諭専修免許状	保健体育

第11章 研究生・科目等履修生

(研究生)

第40条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志望する者がいるときは、学生の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ大学院研究生として入学を許可することがある。

2 大学院研究生に関する規程は、別に定める。

(科目等履修生)

第41条 本大学院において一科目或るいは複数の科目を履修することを志望する者がいるときは、当該科目の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

第12章 福利厚生施設等

(福利厚生施設)

第42条 学生は、本学の福利厚生施設を利用することができる。

(保健施設)

第43条 学生は、本学の保健施設を利用することができる。

(定期健康診断)

第44条 学生は、本学が行う定期健康診断を受けなければならない。

(準用規定)

第45条 本学則に定めるほか、学生に関する必要事項は、国際武道大学学則を準用する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第23条から第27条及び第35条、第36条については、平成8年1月1日から適用する。

附 則(平成9年3月14日)

(施行期日)

1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、別表第2及び別表第3中1年次生に係る入学金及び学費については、平成8年12月6日から適用する。

(経過規定)

2 平成8年度に納入すべき学費については、この学則による改正前の学則の定めるところによる。

附 則(平成10年3月14日)

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月14日)

(施行期日)

1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、別表第2中平成10年度入学生に係る入学金及び学費については平成9年12月8日から適用し、納入方法等についてはこの学則による改正前の学則の定めるところによる。

(経過規定)

2 平成9年度に納入すべき学費については、この学則による改正前の学則の定めるところによる。

附 則(平成11年3月30日)

(施行期日)

1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、別表第2中平成11年度入学生に係る入学金及び学費については、平成10年12月7日から適用する。

(経過規定)

2 平成10年度に納入すべき学費については、この学則による改正前の学則の定めるところによる。

附 則(平成12年3月24日)

(施行期日)

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月24日)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、別表第2中平成12年度入学生に係る入学金及び学費については、平成11年12月6日から適用する。

(経過規定)

- 2 平成11年度に納入すべき学費については、この学則による改正前の学則の定めるところによる。

附 則(平成12年10月24日)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、別表第2中平成13年度入学生に係る入学金及び学費については、平成12年12月4日から適用する。

(経過規定)

- 2 平成12年度に納入すべき学費については、この学則による改正前の学則の定めるところによる。

附 則(平成13年3月12日)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、平成13年度以後の入学生について施行の日から適用し、平成12年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則(平成14年3月8日)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、別表第2中平成14年度入学生に係る入学金及び学費については、平成13年12月3日から適用する。

(経過規定)

- 2 平成13年度に納入すべき学費については、この学則による改正前の学則の定めるところによる。

附 則(平成14年10月24日)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第2中平成15年度入学生に係る入学金及び学費については、平成14年11月22日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成14年度に納入すべき学費については、この学則による改正前の学則の定めるところによる。

附 則(平成15年3月10日)

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年1月30日)

(施行期日等)

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第2中平成16年度入学生に係る入学金及び学費については、平成15年12月2日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成15年度に納入すべき学費については、この学則による改正前の学則の定めるところによる。

附 則(平成16年3月10日)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、平成16年度以降の入学生について施行の日から適用し、平成15年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則(平成16年11月19日)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第2中平成17年度入学生に係る入学金及び学費については、平成16年11月30日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成16年度に納入すべき学費については、この学則による改正前の学則の定めるところによる。

附 則(平成17年10月24日)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第2中平成18年度入学生に係る入学金及び学費については、平成17年11月26日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成17年度に納入すべき学費については、この学則による改正前の学則の定めるところによる。

附 則(平成18年3月28日)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、平成17年度以降の入学生について施行の日から適用し、平成16年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則(平成18年5月25日)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第2中平成19年度入学生に係る入学金及び学費については、平成18年11月25日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成18年度に納入すべき学費については、この学則による改正前の学則の定めるところによる。

附 則(平成18年10月24日)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、平成19年度以降の入学生について施行の日から適用し、平成18年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月26日)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年5月21日)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第2中平成20年度入学生に係る入学金及び学費については、平成19年11月14日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成19年度に納入すべき学費については、この学則による改正前の学則の定めるところによる。

附 則(平成20年3月27日)

- 1 この学則は、公告の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成20年5月23日)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第2中平成21年度入学生に係る入学金及び学費については、平成20年10月27日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成20年度に納入すべき学費については、この学則による改正前の学則の定めるところによる。

附 則(平成21年5月22日)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第15条第2項及び別表第1の規定は、平成22年度以後の入学生について施行の日から適用し、平成21年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則(平成21年5月22日)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第3中平成22年度入学生に係る入学金及び学費については、平成21年10月16日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成21年度に納入すべき学費については、この学則による改正前の学則の定めるところによる。

附 則（平成 22 年 5 月 21 日）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表第 2 中平成 23 年度入学生に係る入学金及び学費については、平成 22 年 9 月 28 日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成 22 年度に納入すべき学費については、この学則による改正前の学則の定めるところによる。

附 則（平成 23 年 3 月 23 日）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 7 条、第 15 条、第 23 条及び別表第 1 の規定は、平成 23 年度以後の入学生について施行の日から適用し、平成 22 年度以前の入学生については、この学則の改正前の学則の定めるところによる。

附 則（平成 23 年 5 月 20 日）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表第 2 中平成 24 年度入学生に係る入学金及び学費については、平成 23 年 9 月 27 日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成 23 年度に納入すべき学費については、この学則による改正前の学則の定めるところによる。

附 則（平成 24 年 3 月 23 日）

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 5 月 17 日）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表第 2 中平成 25 年度入学生に係る入学金及び学費については、平成 24 年 12 月 4 日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成 24 年度に納入すべき学費については、この学則による改正前の学則の定めるところによる。

附 則(平成26年2月14日)

(施行期日)

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の学則は、平成26年度以降の入学生から適用し、平成25年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則(平成26年5月16日)

(施行期日)

1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第2中平成27年度入学生に係る入学金及び学費については、平成26年12月2日から適用する。

(経過措置)

2 平成26年度に納入すべき学費については、この学則による改正前の学則の定めるところによる。

附 則(平成27年3月20日)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年5月25日)

(施行期日)

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第2中平成28年度入学生に係る入学金及び学費については、平成27年12月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成27年度に納入すべき学費については、この学則による改正前の学則の定めるところによる。

附 則(平成28年5月25日)

(施行期日)

1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第2中平成29年度入学生に係る入学金及び学費については、平成28年11月29日から適用する。

(経過措置)

2 平成28年度に納入すべき学費については、この学則による改正前の学則の定めるところによる。